

## とりょう保育園手洗い場増設修繕 仕様書

### 1 対象施設

盛岡市立とりょう保育園 盛岡市肴町2-8

### 2 期間

契約締結日の翌日から令和7年6月30日まで

### 3 修繕内容

幼児用手洗い場の設置、電気温水器設置及び不随する給排水設備工事並びに電気設備工事別添、修繕内訳書及び施工箇所図のとおり。

### 4 仕様

修繕内訳書や仕様書に記載されていない事項は、「盛岡市建築工事等基準仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築、機械設備、電気設備工事編）（最新版）」並びに「公共建築改修工事標準仕様書（建築、機械設備、電気設備工事編）（最新版）」による。

### 5 監理

- (1) 施工箇所がすでに供用されている施設である為、利用者や付近住民への安全対策、配慮に必要な措置を講ずること。施工に当たっては、事前に市担当者と綿密な打ち合わせを行い、本施設の業務に支障なきよう万全を期すること。また、施工完了後は、その箇所について完成確認を受けること。
- (2) 軽微な修理については、受注者の負担で行うものとする。
- (3) 調査等にて重大な不良箇所が判明した場合については、速やかに発注者へ報告し指示を受けるものとする。
- (4) 施工に必要な水、電力等の使用は、施設管理者と協議すること。
- (5) 安全に留意し、発成品については、適法処分すること。
- (6) 工期内に他業者による修繕、清掃等が必要になった際は、工程調整を行うこと。
- (7) 施工により電気、給排水の使用停止期間が発生する場合は、施設管理者と対応を協議すること。
- (8) 事故が発生した場合は、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」に基づき報告すること（要領書等は盛岡市ホームページ参照。）。
- (9) 修繕の着手、施工及び完成において官公署、消防署、電力・通信事業者その他関係機関へ必要となる諸手続等は、市担当者と協議の上受注者が遅滞なく処理すること。なお、当該手続きに係る費用はすべて受注者の負担とする。
- (10) 保育園は、午後1時から3時まで午睡の時間となるため、午睡の妨げとなる音の出る作業等は行わないこと。また、車両の出入りの際及び作業の際には、児童の安全に気をつけること。作業日程及び時間は各施設と事前に調整を行うこと。
- (11) 入札に際し、必要に応じて現地確認を行って差し支えないが、事前に保育園に連絡をすること。

### 6 主な提出書類

- (1) 実施工程表
- (2) 業務完了報告書
- (3) 施工写真（施工前・施工中・施工後）
- (4) その他必要なもの

### 7 その他

- (1) 現場代理人は不要、契約代金は一括払いとする。
- (2) 仕様書等に疑義が生じたとき、又は明示されていない事項については、両者協議の上、決定する。